

(書式 1-1-2-1)

被相続人自ら相続分を指定する遺言書

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、次のとおり相続分を指定する。

妻 〇〇〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)	拾貳分の五
長男 〇〇〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)	拾貳分の五
二男 〇〇〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)	拾貳分の壹
長女 〇〇〇〇 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)	拾貳分の壹

(付言) 家業を承継し母の老後の世話をする長男の立場と二男、長女の経済状態等を考慮して、相続分を定めたので、了解してほしい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

被相続人が遺言で指定相続分は、法定相続分に優先する（民法第902条）。長男についてのみ相続分を指定する遺言もできる。その場合は、残余の分を他の相続人が法定相続分の割合によることになる。

相続分の指定は「遺留分に関する規定に違反することができない」とされている（民法第902条第1項但書）。しかし、遺留分を侵害する相続分指定の遺言も成立し、当然に無効となるのではなく、遺留分権利者からの遺留分減殺請求によって、部分的に効力を失うことになる。

